

千葉市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成21年10月21日

千葉市監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	米持克彦
同	三瓶輝枝

21千総総第3757号  
平成21年10月14日

千葉市監査委員 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成15年度監査報告第5号、平成18年度監査報告第1号・第5号、平成20年度監査報告第1号・第10号、平成21年度監査報告第1号・第2号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

報告書番号 15 監査報告第5号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

1 土地の管理を適正に行うべきもの（企画調整局）

幕張コミュニティ施設用地（幕張町5丁目226-1外8筆 7, 936㎡）の一部で、現在運動広場として暫定利用している土地（以下「当該土地」という。）には、使用許可がなされていない倉庫7戸・簡易トイレ1基・支柱1本・防災器具収納庫1戸・防火水そうがみられたので、公有財産規則等に基づいた適正な事務処理を行われたい。

また、当該土地については、花見川区地域振興課が地元の運動広場管理運営委員会と別途管理委託契約を締結して当該土地の清掃・安全点検等の管理を委託している。この契約は、当初は教育委員会社会体育課が、次年度からは花見川区地域振興課が同運営委員会と締結しているものであるが、これらの課は当該土地の所管課ではなく、また当該土地についての使用権限も明確ではない状況になっている。行政財産は市にとって重要な財産であるので、法令等の規定に基づいた適正な事務処理を行われたい。

講じた措置

幕張コミュニティ施設用地のうち運動広場として使用されている土地については、平成19年4月1日に行政財産としての用途廃止を行い、改めて運動広場の所管である教育委員会社会体育課に対して使用を承認した。教育委員会は花見川区長に対し運動広場の管理運営に関することを補助執行させており、当該土地の倉庫7戸、簡易トイレ1基については、花見川区役所地域振興課において運動広場管理運営委託契約の見直しを行い、平成21年7月10日に変更契約を締結し、運動広場の管理運営に必要な施設として位置づけたうえで管理することとした。また、電柱の支柱1本については、平成17年4月1日から行政財産目的外使用許可の手續を行い、防災器具収納庫1戸及び防火水槽が設置されている土地については、平成19年4月1日に消防局へ所管換を行った。

報告書番号 15 監査報告第5号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

2 現状に合わせ土地を所管換すべきもの（企画調整局）

幕張コミュニティ施設用地のうち道路として使用されている部分は、現状に合わせ道路法の手続きを行った上で道路管理者（土木部・路政課）への所管換を行い、道路として一体的な管理を行われたい。

講じた措置

幕張コミュニティ施設用地のうち道路として使用されている部分については、平成19年6月7日に道路管理者（土木部・路政課）へ、所管換を行った。

報告書番号 15 監査報告第5号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

3 行政財産としての管理を再考すべきもの（企画調整局）

幕張コミュニティ施設用地は、昭和53年に大型地区市民センター用地として取得をしたが、現在一部の土地は道路部分を含む駐車場用地として、それ以外の土地については運動広場として利用され、取得の目的が失われた状態となっている。このような状況にある中で、この土地の今後の活用方法は未だ決まっておらず、したがって行政財産として管理することが適当とはいえないため、当該土地の管理及び活用方法について再考されたい。

講じた措置

幕張コミュニティ施設用地は、大型地区市民センターの設置という取得当初の目的を失っていることから、駐車場用地として利用されている土地については、平成18年3月31日に消防署出張所用地として消防局へ所管換を行った。

また、運動広場として利用されている土地については、平成19年3月19日開催の未利用地検討委員会の承認を経て、同年4月1日に行政財産としての用途廃止を行い、今後のまちづくりの種地として活用することとした。実際にまちづくりに活用されるまでの間は、引き続き企画調整局が所管するが、教育委員会社会体育課へ使用承認したうえで地域住民の利用形態等を勘案して従来どおり運動広場として地域に開放することとした。

報告書番号 18監査報告第1号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

3 道路占用料の徴収を適正に行うべきもの（土木部）

道路占用料条例第3条第2項によると、占用料は、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、当該年度分を毎年度始めに徴収すると規定されている。

しかしながら、道路占用料の徴収状況を調査したところ、当該年度分の徴収時期が遅延しているものが見受けられた。

道路占用料の徴収については、条例に基づき適正に行われたい。

講じた措置

占用の期間が翌年度以降にわたる場合の道路占用料については、平成21年度から条例に基づき、翌年度以降の当該年度分を毎年度始めである4月中に徴収するよう改めた。

報告書番号 18監査報告第5号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

3 公有財産の管理を適正に行うべきもの（企画調整局）

(1) 不法占有状況を解消すべきもの

公有財産規則第16条によると、「公有財産を不法に占有し、使用し、又はこれにより収益した者に対して、当該公有財産を管理する財産管理者は、ただちにその占有又は使用を中止させ、その者に対し退去、原状回復又は損害を賠償させなければならない。」と規定されている。

しかしながら、当該土地（幕張コミュニティ施設用地のうち運動広場として使用されている土地）には、依然として倉庫7戸、簡易トイレ1基が、使用許可を受けないまま設置されていた。

規則に基づき、当該土地の不法占有状況を速やかに解消されたい。

講じた措置

幕張コミュニティ施設用地のうち運動広場として使用されている土地については、平成19年4月1日に行政財産としての用途廃止を行い、改めて運動広場の所管である教育委員会社会体育課に対して使用を承認した。教育委員会は花見川区長に対し運動広場の管理運営に関することを補助執行させており、当該土地の倉庫7戸、簡易トイレ1基については、花見川区役所地域振興課において運動広場管理運営委託契約の見直しを行い、平成21年7月10日に変更契約を締結し、運動広場の管理運営に必要な施設として位置づけたうえで管理することとした。

報告書番号 18監査報告第5号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

### 3 公有財産の管理を適正に行うべきもの（企画調整局）

#### （2）事務処理を適正に行うべきもの

当該土地（幕張コミュニティ施設用地のうち運動広場として使用されている土地）については、平成16年3月に運動広場の用地として教育委員会社会体育課に、平成17年3月に防災器具収納庫及び防火水槽の用地として消防局施設課に、政策調整課がそれぞれ使用承認を行い、現在もそれぞれの用地として使用されている。

しかしながら、使用承認は、法令や規則に規定がなく、公有財産管理事務の手引に、「市内部間において本来の目的又は用途を妨げない限度において一時的に使用を認めること」とされているだけであるが、効率的な運用と適正な管理を求めている公有財産規則の趣旨からして、少なくとも一時的な使用とは1年を超えるような使用ではないと認められる。

したがって、運動広場並びに防災器具収納庫及び防火水槽の用地として引き続き使用することが適当であるとするのであれば、規則に基づき、速やかに適正な事務処理を行われない。

#### 講じた措置

幕張コミュニティ施設用地のうち運動広場として使用されている土地については、平成19年3月19日開催の未利用地検討委員会の承認を経て、同年4月1日に行政財産としての用途廃止を行い、今後のまちづくりの種地として活用することとした。実際にまちづくりに活用されるまでの間は、引き続き企画調整局が所管するが、教育委員会社会体育課へ使用承認したうえで地域住民の利用形態等を勘案して従来どおり運動広場として地域に開放することとした。

また、防災器具収納庫1戸及び防火水槽が設置されている土地については、平成19年4月1日に消防局へ所管換を行った。

報告書番号 18監査報告第5号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

### 3 公有財産の管理を適正に行うべきもの（企画調整局）

#### （3）土地の管理を適正に行うべきもの

地方自治法第238条第3項及び第4項によると、「公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外は一切の公有財産をいう。」と規定されている。

また、公有財産規則第3条第1項及び第2項によると、「財政部長は、公有財産の効率的運用を図り、その取得、管理及び処分 of 適正を期するため、その事務を統一し、必要な調整及び総括をしなければならない。財政部長は、前項の事務を行うため、公有財産の管理状況を調査し、必要があるときは、所管課長に対して、用途の変更、廃止又は所管換その他必要な措置を求めることができる。」と規定されており、同規則第6条によると、「行政財産の用途を廃止した場合又は普通財産を取得した場合において、所管課長は、遅滞なく管財課長に引き継がなければならない。」と規定されている。

すなわち、規則は、公の財産である土地の効率的な運用と適正な管理を求め、資産の効果的な活用を予定している。

しかしながら、当該土地（幕張コミュニティ施設用地のうち運動広場として使用されている土地）は、既に取得の目的が失われ、政策調整課にとって、公用又は公共用に供することと決定した土地とはなっていない。

したがって、当該土地については、用途廃止するなど適正な管理を行われたい。

#### 講じた措置

幕張コミュニティ施設用地のうち運動広場として使用されている土地については、平成19年3月19日開催の未利用地検討委員会の承認を経て、同年4月1日に行政財産としての用途廃止を行い、今後のまちづくりの種地として活用することとした。実際にまちづくりに活用されるまでの間は、引き続き企画調整局が所管するが、教育委員会社会体育課へ使用承認したうえで地域住民の利用形態等を勘案して従来どおり運動広場として地域に開放することとした。

報告書番号 20監査報告第1号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(1) 契約事務

イ 契約書等の管理を適正に行うべきもの（教育委員会）

教育委員会においては、教育委員会公文書取扱規程により、文書は常に整理し、紛失、盗難、損傷等を防止するとともに、処理の完結したものについては適切に保管しなければならないとするなど、文書事務の適正化を図っている。

しかしながら、2件の小学校小荷物専用昇降機修繕については、契約書等の財務関係書類が保存期間内であるにもかかわらず所在不明であった。

契約書等の管理については、適正に行われたい。

講じた措置

契約書等財務関係書類の管理については、平成20年3月に教育総務部長の指示に基づき、所管課長から所属職員に対し、文書の整理・保管を適切に行うよう周知徹底を図った。また、所管課内の全ての書庫及びキャビネットを施錠できるようにし、これらの鍵を保管庫で一括管理するなど、再発防止策を講じた。



報告書番号 20監査報告第10号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(3) 財産管理事務

ア 郵券の管理を適正に行うべきもの（環境局）

「郵券管理の基本方針について」（平成16年9月17日付け総務局長・副収入役通知）に基づく郵便切手取扱方法によると、郵券の管理については、物品管理者及び物品取扱員等による在庫確認、並びに全庁的に統一化された「消耗品出納簿（郵便切手）」への記載を行うこととされている。また、物品会計規則第26条第1項に基づき、使用する職員は物品交付請求書により物品管理者の承認を受けて、所属の物品取扱員等に請求することとされている。

しかしながら、定められた消耗品出納簿及び物品交付請求書による取扱いが、適正に行われていない事例が見受けられた。

郵券の管理については、規則等に基づき適正に行われたい。

講じた措置

郵券の管理については、平成20年12月に環境局長から所属課長に対し、所属職員が郵券の交付を受ける際に、物品管理者である課長の承認を受けて、物品交付請求書を物品取扱員に提出するよう周知徹底を図った。

また、消耗品出納簿を備え、物品管理者が毎月末日に残数確認を行うこととし、「郵券管理の基本方針について」に基づく取扱方法により、適正に管理を行うこととした。

報告書番号 21 監査報告第 1 号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(2) 支出事務

ア 補助金の交付事務を適正に行うべきもの（経済農政局）

経済振興関係事業補助金交付要綱によると、商店街共同施設の電灯料補助金の交付申請には、「申請する前月分の領収書の写し」、「共同施設の位置図面」、「定款又は規約及び登記簿謄本」、「役員及び組合員名簿」を添付しなければならないとされている。

しかしながら、商店街共同施設の電灯料補助金の交付申請は、前年度交付実績に基づき行われ、これらの書類が添付されていなかった。

補助金の交付事務については、適正な事務手続により行われたい。

講じた措置

商店街共同施設の電灯料補助金の交付申請については、平成 21 年 3 月 6 日に経済振興課長から、各商店街振興組合理事長等に対し、経済振興関係事業補助金交付要綱に基づき、平成 20 年度電灯料補助金交付申請書に添付が必要となる書類の提出を求め、提出された書類の内容を確認した。

また、平成 21 年度からは、同交付要綱に基づき、添付された書類の内容を確認した上で、交付申請書を受理し、補助金の交付決定を行うなど、交付手続きを適正に行うこととした。

報告書番号 21 監査報告第 1 号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(4) 財産管理事務

ウ 土地の管理を適正に行うべきもの（建設局）

公有財産規則第 15 条によると、公有財産の管理については、常に維持、保存及び使用状況の適否、不法占有の有無などに留意することとされている。

しかしながら、道路事業残地等の管理状況を調査したところ、土地の一部に不法投棄等が確認されたので、必要な措置を講じるとともに、適正に管理されたい。

講じた措置

道路事業残地等の土地の一部に確認された不法投棄については、平成 21 年 3 月までに粗大ゴミ等の廃棄物をすべて撤去し、再発防止のために「ごみ捨て防止看板」を設置した。

また、平成 21 年度から毎月定期的に道路事業残地等のパトロールを実施しており、適正な維持管理に努めている。